

平成 2 8 年 第 4 回 秩 父 別 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日 (火)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告（平成 2 8 年度定期監査結果について）	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告（総務経済常任委員会）	4
6		一般質問	4
7	議案第 5 6 号	町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について	20
8	議案第 6 2 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について	20
9	議案第 5 7 号	秩父別町観光体験牧場の指定管理者の指定について	21
10	議案第 5 8 号	秩父別町デイサービスセンターの指定管理者の指定について	21
11	議案第 5 9 号	秩父別町「ベルパークちっぷべつ」屋内遊戯場の指定管理者の指定について	22
12	議案第 6 0 号	平成 2 8 年度秩父別町一般会計補正予算（第 6 号）について	25
13	議案第 6 1 号	平成 2 8 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	33
14	意見案第 5 号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書	33
15	意見案第 6 号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書	34
16	意見案第 7 号	「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書	34
17	意見案第 8 号	「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書	35
18	意見案第 9 号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	36
19	意見案第 1 0 号	大雨災害に関する意見書	36
20	意見案第 1 1 号	J R 北海道の鉄道事業の維持存続に向けた意見書（国）	37
21	意見案第 1 2 号	J R 北海道の鉄道事業の維持存続に向けた意見書（道）	37
22		所管事務調査の申し出について（議会運営委員会）	38
		総務経済常任委員会調査報告書	39

平成28年第4回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 平成28年12月13日（火曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 12月13日 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	土井	享	君	8番	本村	修二	君
1番	岡崎	丈司	君	2番	藤岡	浩文	君
3番	大野	敬	君	4番	畑田	壽	君
5番	寺迫	公裕	君	6番	柴田	壹隆	君
7番	早川	正剛	君				

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	神薮	武	君	副町長	澁谷	信人	君
教育長	西田	康二	君	総務課長	高鶴	公人	君
企画課長	竹内	剛	君	住民課長	尾垣	義次	君
産業課長	金子	利生	君	建設課長	永峰	敏幸	君
教育課長	早川	聡	君	農委事務局長	宮武	幸充	君
農委会長	造田	聡	君	代表監査委員	戸田	保	君

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

白木隆弘君

吉田悟君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

3番

4番

大野敬君

畑田壽君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（土井君）

これより、平成28年第4回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（土井君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番 大野 敬君、4番 畑田 壽君を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（土井君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月14日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なしの声) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から12月14日までの2日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（土井君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（白木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第56号から第62号までの7件でございます。次に、意見案が8件ございます。

また議長からの付議事件として、所管事務調査の申し出についてがございます。

なお、監査委員から平成28年度定期監査実施報告書が提出されています。
写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。
以上でございます。

議 長（土井君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（土井君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（神薮君）

本日、重要案件をご審議いただくため、第4回町議会定例会を招集致しましたところ、師走を迎え大変お忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。11月30日の第6回町議会臨時会以後の行政執行の主要な事項についてご報告をさせていただきます。

農作物の出荷状況及び平成29年産米の生産数量目標についてご報告を申し上げます。今年の春先は、融雪が平年より13日早く、育苗が順調に進んだものの、移植時期の遅速により生育に大きな差が生じた年でありました。6月の低温と日照不足で生育の遅れが見られましたが、8月は高温で経過し出穂から登熟にかけ順調に生育し、北空知の作況指数は、ほぼ平年並みの102と発表されたところであります。乳白や腹白など一部に品質低下がありましたが、厳しい気象条件の下、6年連続で豊穰の秋を迎えることができましたのは、生産者のご努力の賜物であり、本町にとりましても誠に喜ばしいことであります。

主な農産物の出荷状況をご報告いたします。水稻ではJA取扱製品数量は18万1,047俵で10アール当たり収量は、552kgでありました。花卉につきましては、ダリアやシネンシスを中心に出荷され、秩父別支部では2万3,513ケース、8,200万円の販売でありましたが、数量、販売額とも昨年を下回る結果となっております。秋播小麦、蕎麦につきましては平年以上の品質、収量となり、小麦については、10アール当たり462

kg、蕎麦は68kgとなっております。本町の特産品のひとつでありますブロッコリーは、春先は連作障害による根こぶ病、8月は台風による軟腐病などの被害が発生し、製品率が低く推移したため出荷量が落ちております。価格につきましては、他産地が台風の影響などにより、全体出荷量が減少したため、5kgケースの平均単価は3,242円の高値を記録したところがありますが、作付け戸数、面積は年々減少傾向にあり、昨年と比較して戸数で2戸、面積で4.2ヘクタール減少しております。

次に、来年の米の生産数量目標についてであります。農林水産省は先月28日に平成29年産米の生産数量目標について、主食用米の需要に応じた生産を推進する立場から、近年の傾向として需要が毎年概ね8万トン減少していることを勘案し、平成28年産米の生産数量目標743万トンから8万トンを控除した735万トン、生産数量目標から深掘りする自主的取組参考値では、さらに2万トン減の733万トンを都道府県に配分いたしました。各都道府県への配分は、平成28年産同様、平成27年産の都道府県別のシェアを固定して配分し、北海道への配分率は、昨年と同じ7.3%となっております。生産数量目標は昨年より5,831トン少ない53万5,669トンあります。自主的取組参考値では、1,457トン少ない53万4,212トンが配分されております。道内各市町村への配分は、今月22日が予定されておりますが、国に準じた配分がされるものと思われ。主食用米作付けは、飼料用米等への転換が拡大し、米の生産調整の過剰作付けが2年連続で解消され、平成29年6月末の民間在庫量は、米価安定の目安とされる200万トンを下回ると予想され、米価の上昇も期待されているところであります。

一方、中食・外食業界が値ごろ感のある米の供給不足を心配し、現在、調整金問題で取引が中断しているミニマムアクセス米の売買同時入札、SBS方式が再開された場合は、取引が堅調となるとも言われております。昭和45年から始まった米の生産調整が約半世紀を区切りに大きな転換期を迎えようとしております。国は、平成30年以降も産地への働きかけや情報提供など、生産調整への関わりを続けるとしていますが、産地主体の生産調整がうまく進むのか、また水田活用の直接支払交付金の水準は維持されるのかなどの不確定な部分が多いことから、今後とも農業関係団体等と連携を密にし、農業情勢の動向に注視してまいりたい所存であります。

来年も豊穰の年となると共に、米価の安定を心からお祈りし、農産物の出荷状況及び平成29年産米の生産数量目標の報告を申し上げまして行政報告とさせていただきます。

議 長（土井君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 所管事務調査の報告）

議 長（土井君）

日程第5、所管事務調査の報告をいたします。寺迫総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長（寺迫君）

別紙により報告

議 長（土井君）

ただ今の常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませんか。

ご意見がないようですので、所管事務調査の報告はこれにて報告済みといたします。

（日程第6 一般質問）

議 長（土井君）

日程第6、一般質問を行います。3番 大野 敬君の発言を許します。

3番 大野 敬君。

3 番（大野君）

議長のお許しをいただきましたので、私から本町の政策に関連して二点ご質問をいたします。

一つ目は、来年春に予定しております屋内遊戯施設のオープンに併せた本町のPRについてであります。本町では、ベルパークちっぷべつを子供や親、あるいはじいちゃんばあちゃんといった幅広い年齢層が利用できる三世代公園として整備するため、屋内遊戯施設やその隣に日本一のキュービックコネ

クションを擁する屋外遊戯施設等を建設することとしております。これにより町外からも多くの親子連れや、お孫さんを連れた年配の方々が来場することになり交流人口が拡大、これが見込まれるところであります。町では、屋内遊戯施設に対して年間約3万人の来場者を見込んでいるようでありますが、交流人口が拡大すれば食事やお土産の購入、温泉の利用など経済効果も期待できるところであります。

他方、9月30日に秩父別中学校の生徒さんが深川の道の駅で、秩父別町の知名度などに関するアンケート調査を行っておりますが、その際、正確に本町の位置を地図で示すことができた人は、半数以下であったという残念な結果新聞報道がありました。立派な施設を作って人を呼び込もうとしても、町の場所も道順もわからないのでは効果は半減すると思います。

そこで、広告料など予算も伴うところでありますけれども、来年春の屋内遊戯施設のオープンに併せて、ポスターやビラのほか、例えば、一例でございますけれどもクリアファイルだとかパンフレット、リーフレットのようなものを作成しまして、これに温泉の割引券を付けて関係先、来場者に配付する、あるいは路線バスだとか悠観光などの観光バス、あるいは温泉のバス、こういった動くものに対して町をPRするラッピングを施すなど、大々的かつ効果的に本町をPRする必要があると考えているところでありますけれども町長の見解をお伺いいたします。

議 長（土井君）

町長。

町 長（神薮君）

大野議員のご質問にお答えを申し上げます。

屋内遊戯場につきましては、町民の利用だけでなく、町外から多くの人々を誘致し、交流の拡大による地域経済の活性化と秩父別町の知名度の向上を目的とした施設であります。議員ご指摘のとおり、多くの方々に来場いただくためには、この屋内遊戯場を広く周知することが必要であり、町といたしましてもオープンに向けて、さまざまなPR活動に取り組んでまいります。子供が使用する施設においては、保護者の口コミが大きな効果をもたらすことから、当面の間は想定される集客地域と利用者層をターゲットとした周知

を行ってまいります。既に、スポーツセンターと観光体験牧場にオープンの予告看板を設置し来訪者に周知するほか、ちっぷログやフェイスブックでの工事進捗状況の発信、新米普及マラソン大会でのチラシの配布、報道機関へ情報を提供するなどの周知活動を実施してきたところであります。今後は施設のオープンに向けて、旭川市内全戸配布のフリーペーパーと新聞への広告掲載、北空知圏へのチラシ新聞折り込み、旭川市、滝川市、留萌市を含む近隣地域の保育園等へダイレクトメールの送付などの周知を行ってまいります。

屋内遊戯場は新しい施設であることから、パンフレットの製作も行ってまいります。完成が平成29年3月上旬であることから、時期的に間に合わない、取り掛かることができないため、新年度においては雪解け後における施設周辺の状況を見極め進めていくこととしております。議員からご指摘のとおり、中学生が行った知名度調査によりますと、本町の位置が解る人が少ないとの報告を受けております。これまでもパンフレット等には、秩父別町の位置を示してきましたが、来訪者が解りやすい表示となるよう今後努めてまいります。施設のオープンは年度をまたぐこととなりますが、新年度においても、施設の指定管理者とともに多くの方々が来場されるよう、効果的な広告媒体を活用した周知や町外で開催されるイベント等においてPR活動を行ってまいります。

施設のオープンスケジュールにつきましては、3月30日にオープンセレモニー、その後認定こども園くるみの園児を対象としたプレオープンを行う予定にしております。翌31日には町民及び北空知管内の保育園等の代表者による内覧会を開催し、4月1日から一般開放する予定で準備を進めているところであります。オープン後は、多くの来訪者が見込まれることから、施設内では、観光施設や飲食店などへ誘引するPRを行ってまいります。来場者を一つの施設にとどめることなく、温泉や道の駅、ローズガーデンなどの施設を循環する仕組み作りを関係団体と協力しながら構築したいと考えております。来年度着工予定の屋外遊戯場と併せて、ベルパークちっぷべつが起爆剤となり、地域の活性化に結びつくよう努力してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。大野議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議 長（土井君）

大野君。

3 番（大野君）

大変分かり易く、またいろんなPRをしていただけるという答弁をいただきました。私どもも大変安心しているところであります。年間3万人の来場者を見込むということでございますけれども、短期間であれば私は3万人の来場者、それは達成するんじゃないかというように思います。ただ、長期的に至ってこの3万人をずっと持続するということになる、やっぱり一日80人以上のその来場者をずっと継続しなければいけないということでなかなかPRの仕方もですね、手を変え品を変えいろんな工夫をしながらやっていかなくちゃいけないんじゃないかと思います。それでせっかくこの担当の企画課長さんがおりますので、ちょっと企画課長さんに伺いたいんですが、パソコンだとかスマートフォンでの検索、これは今の若い人達みんなもう必ず、私は持っていませんけども、スマートフォンで検索やらするんですけども、子供というのはこの一つの単語というのをすごく頭に入るとずっと覚えている、年寄は駄目ですけどね。例えば、そのちっくる、ちっくるということを一いつ覚えて、それであのかわいらしいキャラクター、ああいったものを見ると、あ、ちっくるだと、お父さんちっくるに連れてってと、あるいはキッズスクエアという言葉、そういった言葉に対して異常に反応を示すわけですので、このちっくるだとかキッズスクエアこの検索、これはもう既にそのこういうやつを検索すると秩父別町の屋内遊戯施設の説明にこうなるというのは、もうそういうやつはもう出来上がっているんですか。

議 長（土井君）

企画課長。

企画課長（竹内君）

大野議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、先ほど町長から答弁もありましたとおりフェイスブック、ちっぷログ等で工事の状況を発信している状況で、施設がまだ整備されて完成されていないものですから、完成後につきましてはホームページ等にそれらの情報を掲載していこうと考えてございます。そうしますと検索するとホームページ

では、インターネット上では検索できる状況になるのではないかということ
で考えてございます。特段インターネットでの広告を打つとかそういうこと
は現在のところ考えておりません。

議 長（土井君）
大野君。

3 番（大野君）

検索でちゃんと出てくればね、今の若い人達はだいたい何でも調べるとな
ったらすぐパッパッパッと調べて、秩父別の町の位置も大体ここら辺だ
という形であれすると思うんです。ま、これが一つの多くのリピーターを増
やすということで大変重要なことでないかと。引き続きしっかりとお客さん
を確保するために対策を取っていただきたいと思います。

次に二点目の質問に移らせていただきます。二点目は、名称これで良いの
かどうか解りませんが、一般的に防災行政無線という言葉が使われて
おりますけれども、この防災行政無線の整備についてそういうことでありま
す。本町では、昭和63年の8月の24日、集中豪雨によりまして大きな水
害が発生しております。それ以降、約30年間大規模な災害は発生しており
ません。けれども、近年、局地的な大雨による自然災害が各地で発生してお
りまして、本年8月には台風10号により、北海道や東北において甚大な被
害がでているところであります。とりわけ、岩手県の東部に位置します岩泉
町という町があるんですが、この岩泉町では高齢者が入居するグループホー
ムこれが浸水しまして、避難の遅れなどから9名のお年寄りが犠牲となっ
ておりまして、情報伝達の重要性が指摘されているところでもあります。また、
大規模な地震だとか水害、あるいは雪害の発生時には道路網の寸断だとか長
時間の停電、あるいは携帯電話などは、何て言うんですか情報統制というん
ですか、そういう通信統制こういったものによって、なかなか町民に対する
避難情報だとか、あるいは町民の動きに関する情報こういったものが遮断さ
れる傾向にあります。

本町では、こういった事案に対応して、独自に防災行政無線を整備して、
緊急時以外の平時、今盛んに行われているわけでございますけれども行政だ
とか訃報等に関する情報を町民に伝達しております。しかし地域によっては

ですね、この情報の内容が殆ど聞き取れないというところも出て来ているところでもあります。災害時の情報これは一部の町民だけでなく、全ての町民に対して早く正確に伝えなければいけないということでございます。それで、防災行政無線の機能、これを確認する上でですね、地域ごとあるいは町内会でも広い町内会ありますのでその班ごとに無線の傍受状況をアンケートなどで調査しまして、傍受が難しい地域には屋外スピーカーを増設する、あるいは私もそうなんですが難聴等、若干耳の聞こえが悪いという人にはですね、戸別の受信機を貸与するなどの対策もこれからの町の施策には必要ではないかと私は考えておりますけれども、これに対する町長の考えをお伺いしたいと思います。

議 長（土井君）
町長。

町 長（神薮君）

大野議員からの防災行政無線の整備についてのご質問にお答えをさせていただきます。

防災行政無線につきましては、災害時や災害の発生が予想される際に、緊急かつ一斉に町民に情報伝達を行うことを目的に、市街地区には、役場、旭町内の公営住宅、スポーツセンター、浄化センターの4か所に拡声子局いわゆる屋外スピーカーを整備し、農家地区には戸別受信機を貸与して、平成2年から運用を開始しており、今日まで緊急防災情報の他に町の行政情報や町民福祉の増進に資するための情報などを放送しているところであります。

本町では、昭和63年8月24日の集中豪雨による水害以降、大規模な災害は発生しておりませんが、本年8月には観測史上初めて北海道に三つの台風が上陸し、南富良野町では堤防が決壊し甚大な被害が発生しております。幸い、本町においては、人的被害や家屋の浸水はございませんでしたが、河川敷地を含め14ヘクタールの水田が冠水をいたしました。今回の台風の上陸の際には、防災行政無線により、町民の皆さんに大雨による河川の氾濫、家屋の浸水に関する注意喚起を促してきましたところでありますが、やはり有効な情報伝達手段として活用をしております。議員ご指摘のとおり、市街地区においては、屋外スピーカーは4か所しかなく、以前からも聞きづらいと

いうそういった苦情もいただいていたところではありますが、これまでそうした有効な解決策を見出すことができないで今日に至っているところでありませぬ。

一方ですね、防災行政無線につきましては、世界無線通信会議WRCとありますが、において、無線通信規則の必要周波数帯の外側に発射される不要な電波の強度の許容値の改正が行なわれております。日本でも、この改正に合わせて総務省では、平成17年の12月に無線設備規則の改正を行っております。このことによりまして、本町においても現在の防災無線はアナログ方式でございまして、このアナログ方式の防災行政無線は、平成34年11月30日までに、新規格に適合したデジタル方式に更新をしなければならないことになっております。このため、デジタル方式に更新した場合の、現在その費用に対する助成制度はございませんけれども、そうした費用などを含め、災害時の情報伝達手段は、どの方式が一番効果が上がるのか、今後、議員からご指摘のありました問題の解消も含め、町民の皆さんのご意見も伺いながら、若干34年ですからちょっと時間はありますけれども、32年頃からは検討していかなければいけないのではないかとそのように思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、大野議員の質問の答えとさせていただきます。

議 長（土井君）

大野君。

3 番（大野君）

大変丁寧な質問回答ありがとうございました。この防災行政無線、私も若干かじったことはありますけれども、ものすごくお金が掛かるんですね。とてもそのいわゆる一般的な体制でこれを全部整えるなんていうことはやっぱり無理じゃないかと私も思います。それでこれについてはやはり何年かの構想だとかそういったものもやはり必要ですけれども、今は何か無線の性能もかなり良くなって、軽量スピーカーで遠くまで飛ばせることができるというようなそういったものも出来ているようでございます。是非、平成34年にはアナログからデジタルに替えるという、そういう総務省の通達もあるようですけれども、それに向けて始終、機種を選定等含めて検討していただければ

ばより良い防災システムが創立するのではないかと思います。是非、町当局のですね、検討を節にお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（土井君）

以上で、大野 敬君の質問を終了いたします。

次に、8番 本村 修二君の発言を許します。 8番 本村 修二君。

8 番（本村君）

ただ今、議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきたいというふうに思います。質問につきましては、道に移管した後の国民健康保険料を抑えるべき、ということで町長に答弁をお願いしたいというふうに思います。

国民健康保険の経営主体が2018年から市町村から道に移管され、道の試算によりますと空知管内の19自治体は保険料負担が減少し、5自治体は増えると公表されました。これまで一人あたりの保険料が高い自治体が多く、今回の試算で保険料の平準化が図られ空知管内の約8割が減少します。逆に上がる5自治体がありその中に本町が含まれております。これまで本町は、町民の負担を減らすために調整基金を使い保険料を低く抑える努力をしております、このことは町民の生活安定を第一に考える表れでもあり敬意を表すものであります。

しかしながら、この試算額が今後の保険料の基礎となると考えると大幅な増額となり、高齢者など被保険者には大きな影響があると思われます。やはり町民が安心して医療が受けられる環境づくりが必要と考えます。道への移管による国民健康被保険者への影響を最小にするためにも、町は資産額をどのように受入れ保険料を決めていくのかをお伺いしたいと思います。

議 長（土井君）

町長。

町 長（神薮君）

それでは本村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

日本は急速な少子高齢化の進展と年々増大する医療費の問題などに直面しており、将来にわたって国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続させるため、平成27年5月27日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が制定されました。この法律の最大の目的は、国保への財政支援の拡充と国保の運営主体を都道府県に移管することで財政基盤の強化安定を図ることにあります。これにより、平成30年度からは、現在保険者である各市町村が行っている国保料の算定も北海道が行うこととなります。その際、北海道では全道で必要となる保険料額を算定し、それを被保険者数や所得額等に基づき算定した市町村ごとの納付金の額と標準保険料率を市町村に提示をします。市町村ではそれを受けて保険料率を決め、保険料を徴収し、道に納めるという形になるわけであります。ただし、この保険料率の設定にあたっては、市町村の裁量により決定できることとなっております。

道が11月1日に公表した移管後の保険料試算額に関する新聞報道では、平成28年度の保険料と比較をして、所得額200万円の夫婦2人世帯のモデル世帯では、本町は空知管内トップの33.3%の上昇率になると報道されておりました。ちなみに、同日、新聞報道はされませんでした。もう一つの試算であります、道が公表したんでありますけれども、新聞報道がなされなかった一人あたりの平均保険料での比較では、空知管内で8の自治体が保険料が上がるとなっており、モデル世帯で試算した場合の5自治体より三つ増える結果となっておりますし、本町の場合の一人あたりの平均保険料の上昇率は世帯では33.3%でありましたけれども、12.8%となっております。つまり、モデル世帯での比較では、現行の保険料の料率が低ければ保険料が低く算定される傾向がありますので、一人あたりの保険料で比較をする方が、実態を反映するものであると考えております。また、この度の試算額での比較は、あくまでも市町村と協議を進めていく上での叩き台でありまして、道の方からは試算額の数字が決して独り歩きしないようにと言われていたところがございます。参考にはなっても、今後様々な要因が加わり変わっていくものであることをご理解をいただきたいと存じます。

本町の保険料は全道でも低い方ではありますが、これは国民健康保険の被保険者の所得が比較的高いことと、医療費が全道平均よりも若干低めに推移し

ていることによるものであります。このように、現行の国保料が低い本町にあっては、来年10月頃に示されます本算定の結果、保険料率が上がることは避けられないものと思っておりますけれども、道では直ちに保険料水準を統一するのは難しく、徐々に全道規模で平準化していく方向ですので、毎年少しずつ保険料が上がっていく可能性も否定はできないところであります。ただ、道の見解にもありますように、今回の仮算定の結果を踏まえ、激変緩和の方法や期間について具体的に検討していくといたしますし、影響の大きい市町村には個別に交付金を配分する方法が国から示されているようであります。町といたしましても、国保料が急激に上がることは極力避けなければならない、そのためには国や道の行う激変緩和策に加え、必要に応じて国保の貯金であります国民健康保険の財政調整基金、現在1億630万円保有しておりますが、この基金を有効に活用するなど対策を講ずる必要があると考えております。

いずれにいたしましても、被保険者の代表で構成されます国保運営協議会でも今後審議を深めていただきまして、適正な方向に向かいますようご意見をいただきながら慎重に進めてまいりたいと存じます。

以上、お願い申し上げまして本村議員のお答えとさせていただきます。

議 長（土井君）
本村君。

8 番（本村君）

大変詳細にわたりましてご説明をいただきまして、答弁をいただきましてありがとうございます。先ほどもお話がありましたように道が公表した段階の情報というものは余りにも情報が限られているということで、それだけの数字を見ますと大変びっくりをいたしましたわけでございますし、そういった中で道としては徴収したい金額当然あるわけでございますが、その中で若干最終的には市町村の方で金額を決めるというような中身でもありましたので、先ほどからありましたようにそれぞれの市町村の裁量によって決めなさいということではあったのかというふうには思いますけれども、余りにもちょっと情報も少なかったもので、ただ11月の公表についてははすごく町民といたしましても大変びっくりいたしましたわけございまして、今回の質問をさせていた

だいたわけでございます。

説明答弁にもありましたように国の方でもそういう対策も考えておられるようでもございますし、道の方でも一気にそういう意向にはできないというお考えもあるようですので、少しは安心はさせていただきましたけれども、やはり今回の発表では先ほどありました33%以上のアップということで、本当に今まで努力していたものが逆に大きく上がる結果となったということで今までの努力は、という感じもいたしたわけでもございますが、今町長のご説明がありましたので、ここの運営委員の方もおられますのでそういう方にも充分町民の皆さんの状況を鑑みながらですね、ご審議いただきたいなというふうに思っておりますし、また町長にもそういう中におきまして行政としてまたご支援をいただきたいというふうをお願いをいたしたいと思っております。

議 長（土井君）

町長。

町 長（神薮君）

本村議員の再度の質問でございますが、先ほど申し上げましたように今後ですね、また本算定が示された段階でいろいろと近隣のこともありますし、基金も有効に活用しながらですね、十分に検討をさせていただきたいと、今はそれぐらいしかお答えすることはできないのかなと思っております。

よろしく願いいたします。

議 長（土井君）

本村君。

8 番（本村君）

今、町長からも答弁いただきましたように、今後におきましても充分検討していただきながら町民のために安心して医療を受けていただけるような環境も作っていただけるというふうに、お考えもいただきましたので今後ともお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

議 長（土井君）

以上で、本村 修二君の質問を終了いたします。

次に、2番 藤岡 浩文君の発言を許します。 2番 藤岡 浩文君。

2 番（藤岡君）

議長の許可をいただきましたので私からは二点について町長にお伺いをさせていただきたいと思います。

第一点目でございますが、買い物弱者の対策についてということでお伺いをさせていただきます。秩父別では、生鮮食品などを扱う店が少なくなり、今後、少子高齢化や人口の減少などにより、営業の縮小あるいは閉店と言った事態が十分に考えられます。そうなった場合には、多くの高齢者の方々が日々の買い物に支障をきたすことが予想されます。これらの対策または、そうならないための施策が必要かと思われませんが、町長のお考えを伺いさせていただきたいと思います。

議 長（土井君）

町長。

町 長（神薮君）

それでは藤岡議員のご質問にお答えを申し上げます。

現在町内には高齢者へのサービスとして食料品の宅配をする店舗が2つございまして、1日に合わせて20件ほど配達をしているようでありまして、また生協が行っている宅配を利用しているお年寄りもみられるところでございます。

町では消防庁舎跡地の有効活用と併せて、将来的な高齢者の見守り対策や買い物弱者対策を検討するため、平成26年4月に役場職員による消防庁舎跡地利用検討委員会を組織をし、今後における課題の整理等さらにまた後志管内寿都町、喜茂別町の先進地を視察をし、平成27年3月に報告書を取りまとめていただいております。その報告書の中の買い物弱者対策につきましては、当面は既存商店等と競合しないよう調整をし、食料品等を配達する商店等が無くなることが明らかになった際は、町民が気軽に立ち寄って休憩したり、互いに交流を深めることができるスペースを設けた

生鮮食料品を扱う店舗の設置と、高齢者の見守り対策を兼ねた食料品の宅配事業が必要であるとの意見の集約をみたところであります。

また、特に後期高齢者の運転による重大な交通事故の発生が社会的な批判にさらされていますし、その裏返しとして自主的な運転免許証の返納なども進められてきています。町としては、そういった方々の足の確保のため、満65歳以上の方を対象にタクシー料金の助成事業を行っており、現在その助成率は7割であります。更に利便性を高めることとして、詳細は検討中ですが、来年度から助成率を運賃の9割まで引き上げたいと考えております。

いずれにいたしましても、当面の間はホクレンショップエーコープ秩父別店は撤退をしないと伺っておりますので、競合するような施策を取る必要は無いと思っておりますし、将来的にこのエーコープ秩父別店が撤退をしたり生鮮食料品の取り扱いを中止をする際には、町としては切れ目無く生鮮食料品を提供できるような体制を構築する必要があると認識をいたしております。それが具体的にどのような形になるのかは、先ほど申し上げましたように消防庁舎跡地を活用していくことを軸として検討をして参りますが、その時々状況により対応方法も変わってくるものと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。藤岡議員のご質問のお答えとさせていただきます。

議 長（土井君）

藤岡君。

2 番（藤岡君）

ありがとうございます。細かい部分についてまでの検討委員会の報告による町長の答弁だったというふうに理解をさせていただきます。

エーコープ店の話が出ましたので少し触れさせていただきたいと思いますが、農協の方としてもと言いますか、しばらくは撤退しないということも私も伺っておりましたけれども、状況によってはその辺も変わってくるのかなということも考えました時には、やはり雇用の場も失われたりとかあるいは秩父別町買い物しづらい町だよねというような話にもこうなってくるのかなというふうに危惧をしたところでございます。やはり人口の

減少等々いろんな施策を考える中では、今からそういうことにはならないのかもしれませんが、そんな状況が見えてくるようなことになった時には、早め早めの手立てをお願いをさせていただきたいなというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

この質問に関してはこれで終わらせていただきまして、次の二番目の通電火災に対する備えをとということに質問させていただきたいと思ひます。

近年、大きな地震が頻発して、その被害は甚大なものとなっております。揺れによる被害もさることながら、更に怖いのが火災ということにです。平成7年の阪神淡路大震災においては、発生した火災の6割が再通電によるものであったというふうに報告されております。このような火災が発生する要因としては、地震が発生すると必ずと言っていいほど停電になります。このときにブレーカーを落とさずに非難すると、電気が復旧した時に電気製品などが再び作動して、これが火元となって起こる、これが通電火災と言われるものです。特に住宅の密集地域での火災は、類焼等による被害が拡大します。よって、これらの被害は最小限にしなければなりません。そこで、対策として災害避難時における、ブレーカーを切る運動の推進。あわせて、揺れを感知して自動で電気を遮断する感震ブレーカーの普及啓蒙が必要と思われまひます。町長のお考えを伺ひたいと思ひます。

議 長（土井君）

町長。

町 長（神薮君）

藤岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

国は、首都直下地震に向けた防災対策の基本事項を定めた首都直下地震緊急対策推進基本計画を平成26年3月に閣議決定し、減災目標を盛り込んだ新たな基本計画を平成27年3月に策定をしております。この計画の被害想定では、火災による被害は全体の7割を占めることから、木造住宅密集地域での火災延焼を防ぐことを目的に、首都圏の141地区32万世帯を対象に感震ブレーカーの設置率を今後10年間で25%まで引き上げる具体的な目標を設定をしております。これを受け、国は有識者による大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会を設け、平成27年の3月

に報告書をまとめております。この中で、近年の大規模地震発生時では、電気が起因とする火災が特徴的になっており、阪神淡路大震災では、停電から復旧後、使用中だった機器が起こす火災、いわゆる通電火災などが起こり、火災のうち電気火災は、61%にのぼり、東日本大震災でも、65%は電気が原因との報告がなされているところであります。このことから、都市部を中心に感震ブレーカーの普及に向け、広報活動や補助制度などを設け取り組みを進めている自治体が少しづつではありますが増えてきている状況にあります。

感震ブレーカーは、大きな地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めるもので、種類は分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプがあり、電気工事が不要な簡易タイプで4千円程度から電気工事が必要な内蔵型の分電盤タイプで、5万円から8万円程度といわれております。ただし、感震ブレーカーについては認知度が低く、平成25年12月公表の内閣府の防災に関する世論調査でも設置率は6.6%と全国的にも普及は大きく遅れている状況であります。

また、本町におけます近年の大きな地震は、平成15年9月26日の十勝沖を震源とする震度4の地震と、平成16年12月14日の留萌地方南部を震源とする震度4の地震がございましたが、幸いにいずれも大きな被害には至っておりません。さらに、電気火災で見受けられるストーブからの出火につきましては、本州では、電気ストーブ、ファンヒーターなどが多いわけがございますが、北海道ではFF式ストーブが主流でありまして、耐震自動消火装置も備わっていることから出火の危険性も少ないものと認識をしております。このことから、災害発生時における、ブレーカーを切る運動の推進と感震ブレーカーの普及啓発につきましては、今後必要性を充分検証をし、方向性を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、藤岡議員の質問のお答えとさせていただきます。

議 長（土井君）
藤岡君。

2 番（藤岡君）

はい、ありがとうございます。今年も北海道の状況としては我が家もそうなんですけども、たまたま停電、最近何回かなってござりましてその時の状況を考えました時でもほとんどの電気製品が自動的に停止するというような製品がほとんどなのかなと思います、やはり、どのようなことで火災が発生するかというのは想定できない部分が多いのかなと。例えば家具が倒れた時にそこにコードがあってそのコードがショートしてしまうというようなことも十分に考えられますので、備えあれば憂いなしというようなことで行動としては家の外に避難するような状況はそんなにそんなに考えづらい部分であろうと思いますけれども、もしそういう地震以外の部分での災害で急に外に出なきゃいけないというようなことが起こった時には、ブレーカーなりガスの元栓ですとかいろんなそういう部分を、切って外に出るような啓蒙が中心になるであろうというふうにも考えます。あと状況に応じてですね、先ほど町長も答弁されてましたように、それぞれの考えの中で個々の対応がとれるような啓発活動っていいですか、そういうのを優先してやっていただければなと思うんです。

先日、町の広報誌が配られてきてござりまして融雪の災害についての備えということの特集も組まれてござりました。やはり、こういう部分では毎年というかそういう時期になった時には改めてこう考えさせられるような記事といいますか、そういうPR、啓発活動が必要になってくるんだなということも考えますので、行政側といたしましても常に町民の防災意識を高めるためのいろんな活動、行動をお願いをさせていただいて私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（土井君）

以上で、藤岡 浩文君の質問を終了いたします。

午前11時15分まで休憩をいたします。

休 憩 午前11時 7分

再 開 午前11時15分

再開をいたします。

(日程第7 議案第56号「町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長（土井君）

日程第7、議案第56号「町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（高鶴君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより議案第56号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第56号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第8 議案第62号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長（土井君）

日程第8、議案第62号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（高鶴君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより議案第62号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第62号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第9 議案第57号「秩父別町観光体験牧場の指定管理者の指定について」)

議長 (土井君)

日程第9、議案第57号「秩父別町観光体験牧場の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 産業課長。

産業課長 (金子君)

別紙議案により説明

議長 (土井君)

これより議案第57号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第57号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第10 議案第58号「秩父別町デイサービスセンターの指定管理者の指定について」)

議長 (土井君)

日程第10、議案第58号「秩父別町デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (尾垣君)

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより議案第58号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第58号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第11 議案第59号「秩父別町「ベルパークちっぷべつ」屋内遊戯場の指定管理者の指定について」）

議 長（土井君）

日程第11、議案第59号「秩父別町「ベルパークちっぷべつ」屋内遊戯場の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 教育課長。

教育課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより議案第59号に対しての質疑を行います。7番 早川君。

7 番（早川君）

私は今の59号についての質問ではないんですけれど、指定管理ということについて質問いたしたいんですけど。

本町には俗に言われとる観光資源とか保養資源とかそれから運動、健康資源とかいろいろな資源がありますよね。これらの資源を今後どうするか、例えば今3件の指定管理の施設についての説明がありましたけど、その他にも何件か指定管理の施設があるわけでございますけど、今後人口の減少とか交付金の減少になるかもしれない。それで町税の減少とかそれらもろもろ考え

ると、これで指定管理の施設を今後とも全部維持できるかどうか。例えば固有名詞は避けますけど、ここら当たりでこの施設を見直したらどうだろうかとか、そういうこともあろうかと思うんですけど、このままいくと指定管理の施設は増えていくかと思いますが、したらどんどん増えていけば町の財政的にも負担が大変でなかろうかと思うんですよね。そこで考えると、先ほど言いましたように固有名詞は伏せますけど、そろそろ見直したらどうかとかそういう減額をしたらどうだとか、そういう施設もこれから考えざるをえないかと、そんなふうに私は思うんですね。そこで町長の長期的な考えと伺いますか、将来的な考えをまあそこらについてお伺いしたいんですけど。

議 長（土井君）

町長。

町 長（神薮君）

早川議員のご質問でありますけども、固有名詞は避けるということがどうもちよっと、その辺で私も理解に苦しむんですけど、その辺が解んないとなかなか長期的な展望というかお答えが難しいのかなと思っておりますが。

今スケートリンクを大々的に先ほども一般質問でお答えをさせていただきました、いろいろと新しい交流人口の拡大ということで呼び込んでいくと、その効果がですね、既存の施設にも巡回していくというそうしたことも申し上げておりますけれども、そのことが今後どうなっていくのかそうした実績も見ながら、更にまた近隣の町ではですね、幼児からお年寄りまで取り組んで、過去最高の26万6,000人というその観光客、この中には外国人の観光客も入っているということでもありますけれども、その観光客がうちの方の趣味とは合わないのかと思っておりますが、うちの方は減少しているとなんな状況にあるようでございます。

こうした新しい施設を巡回するような今後の計画を立てながら、それでもまだ駄目であればですね、やはりいろんな施設の、現在一つには100日間オープンをしておりますけれども、お盆が過ぎますともうお客さんがほとんど訪れないそんな状況もあるようでございますので、その辺もいろいろと今後見極めながらですね、議員が申されておりますように指定管理の変更とまではなかなか行きませんが、オープン期間の変更ですとかそういった

ことも今後、あるいはインバウンド観光などやっぱり取り組んでいく必要もあろうことかと思えますけども、ちょっと固有名詞避けられてますからどのように答えたらいいかちょっと解りませんが、一応以上のようなことでお答えとさせていただきたいと思えます。

議 長（土井君）

7 番 早川君。

7 番（早川君）

私はあえて固有名詞を避けたのはその時その時の首長さんにご苦労なさって設置された施設でございますので、先輩の方々にそのご苦労とその部分に対する敬意を申し上げる意味で固有名詞を避けたのでございますけど、今後ともいろんな町民の要望なりがありましていろんな施設がこれからも設置されると思うんですよね。そういう中でどっかでこう古いものとは言いませんけど、どっかでこう改廃するものがあればしなきゃいけない、と思うんですね。それは財政的に許されるのであればそれは全ての事業を継続して町民のために有効に使っていただける、そういう点では結構なわけでございますけど、なかなかそうはいかないだろうと私なりに思うんですけど、全ての事業、今現在は本当に有効利用されておりますし、施設の維持管理も行き届いているというその点は、私も認めるわけでございますけれども、そうかといって新しい施設はできる、古い施設も全部その同じように維持管理利用する形がとればもっともよろしいんですけど、なかなかそうはならなくなってくるんでなかろうかと思うんですね。

そういう中でそれらもう考える時期が来るんでなかろうかとこんなふうに考えて、町長の考えを伺ったんでございますけど、なかなか町長としても言いづらいことがあろうかと思えますけど、そこらを頭に描きながら今後の町政運営に努めていただければ、我々議会といたしましても町民といたしましても、本町のそういう社会資本整備は完璧にという近いぐらい行き届いていることは自他ともに認めるわけでございますので、そこらにつきましてもいろいろ検証しながら維持管理、そして新しい施設についても取り組んでいただきたいと、そのように感じましたので質問と言いますか、私の意見として申し上げたところでございます。よろしく願いいたしたいと思えます。

議 長（土井君）
町長。

町 長（神薺君）

早川議員の再度といいますかご意見だったわけでありましてけれども、その本来の指定管理者という目的は民間活力と言いますかね、いろんな知恵を出しアイデアを出してそして訪れる皆さん方に楽しんでいただくと。行政がやるよりもそういった形の方が良いであろうということでお願いをしているわけでありまして、時としてそのことがですね、発揮をされていないという、私からしましてですね、指定管理料を払っているその中で何とか管理をしていけば良いのかなど、申し訳ないけれどもそんな、最近は、こともちょっと見受けられるのかなど、そうしたことも今後考えながら議員が申されたその縮小なども含めて考えていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議 長（土井君）

他に質疑はございませんか。ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第59号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第12 議案第60号「平成28年度秩父別町一般会計補正予算（第6号）について」）

議 長（土井君）

日程第12、議案第60号「平成28年度秩父別町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（高鶴君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより議案第60号に対しての質疑を行います。8番 本村君。

8 番（本村君）

14ページ、7款、2目のですね、13節ですか、ローズガーデン管理運営費ですね。決算で確定したということでございますけれども、近年のですね、ローズガーデンの入込数、それとですね、その中のウエルカムだとかありますけれどもそれらのいろんな商品等の売り上げが、もし状況が解るんであれば教えていただきたいと思います。

議 長（土井君）

産業課長。

産業課長（金子君）

バラ園の入込み者数と売り上げのことというふうにお伺いをしましたけども、バラ園の入場者数、これは残念ながら毎年減少をしております。私どもの方で把握計算している人数といたしましては、ご存知かと思いますが平成24年、25年は国の補助金をいただきまして実数を計算をカウントさせていただいておりますが、平成24年が3万2,743人ということで実数計算をさせていただいております。今年につきましては2万6,324人というふうに本町の役場の方では把握をさせていただいておりますし、ローズガーデンの協同組合で運営をさせていただいております売り上げでございますが、売り上げにつきましては当然入場者数が減少しておりますので、売り上げもその分減少をしております。私どもの方に報告をいただいている数字を今報告させていただきますが、平成26年がですね、約897万円、27年が818万6,000円、それと平成28年、今年でございますが722万8,000円というふうに報告をいただいております。

以上でございます。

議 長（土井君）

8番 本村君。

8 番（本村君）

先ほど町長もいろいろな形の中でご発言があった中で、近隣町村より観光客が好みではなくて集客は出来ていないというようなお話もありましたけれども、担当部署としてこのお客さんの入込みって言うか減少についてどんなふうに捉えておられるのでしょうか。

議長（土井君）

産業課長。

産業課長（金子君）

担当としてもですね、毎年入場者数が減ることに対しては頭を痛めてると言いましょうか、我々なりにいろいろ知恵を出して頑張っていると思っております。その中でですね、毎年協同組合と観光振興さんそれと役場、商工会の事務の方も含めましてですね、毎年反省会とそれに伴いまして来年に向けて対策と言いますか、新しいものを考えてきております。既に今年の分につきましては議員各位もご存知の方もいらっしゃると思っておりますけれども、下のウエルカムで新しいメニューを一つ作らせていただきました。ちょっと周知の仕方が悪いというか、なかなか広告も出来ていないのかなというふうに思いますけれども、トマトジュースを使ったカレーライスですか、これを今年やっていただきました。また観光振興さんではですね、毎週ではないんですけども、土曜、日曜にかけてですね、週末にイベントも今年やっていただきました。あと今年初めてやったことについては、今まで留萌方面にPRしておりませんでしたけれども、今まで予算の範囲内で今まで旭川の方にやった広告料を留萌の方の新聞折り込みで、意外とこう留萌の方が隣町にも関わらず秩父別にローズガーデンがあるのが解ってない人が多いんじゃないかという反省事項もありまして、今年はオープン前に留萌方面に新聞折り込みでその週末イベントを書いたチラシを配布をさせていただいております。今は私が報告させていただいた新しい事業をいくつかやらさせていただいてますが、なかなかこう何ですかその実績が伴わないというか、そういう状況でございます。

以上です。

議 長（土井君）

8 番 本村君。

8 番（本村君）

私も今説明があったことで、今年はいろいろ取り組まれているということは聞いておりましたし、知っておりました。本当にこちらの努力があってもなかなか観光客の方が上手く知っていただければ来て頂けない訳でございますので、少しでもやはりせつかく素晴らしいバラ園でありますので、やっぱり少しでも他の地域の方にも来て頂けるような努力も今後も続けていただきたいと思います。以上です。

7 番（早川君）

関連で。

議 長（土井君）

7 番 早川君。

7 番（早川君）

今の数字聞いて少なからずちょっと驚いたわけでございますけれど。

観光会社で、観光会社ですね、バス、そういうところにはどのような働きかけをしているんですか。

議 長（土井君）

産業課長。

産業課長（金子君）

春先のPRにつきましては協同組合さんと一緒にですね、札幌市内のバス会社、旅行会社に今年の春先もPRに行かせていただいております。

以上です。

議 長（土井君）

他に質疑はございませんか。7 番 早川君。

7 番（早川君）

10ページの企画の関係ですけれども屋内遊戯施設の開場式、式ですよ、式典じゃなくて式ですよ、記念品ですよ、これはどのような形で何ていうんですか、ちょっと中身を詳しくちょっと教えてください。

議 長（土井君）
企画課長。

企画課長（竹内君）

屋内遊戯場の開場式の件につきましてですけれども、先ほど一般質問の答弁にありましたとおり予定では3月30日に、議員の方、小学校中学校の校長それと認定こども園のくるみの関係者及びプレオープンも行いますので園児をお呼びしてテープカット、それらの式典を行う予定とさせていただいているところでございます。記念品につきましてはそれらのご案内を差し上げた方にお持ち帰りいただく記念品ということで、今回補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議 長（土井君）
他に質疑はございませんか。8番 本村君。

8 番（本村君）

同じく10ページの企画費ですね、12節の役務費の広告料についてお伺いします。先ほどの一般質問の答弁にもあったわけなんです、先ほどお話を聞きましたけれども、先ほどの質問の中で大胆なPRとしてはどうかというご意見もあったわけですが、それらについては考える、例えばバスなどのそういう動く媒体についての物についての計画というか、予定は今のところ無いということなんでしょうか。

議 長（土井君）
企画課長。

企画課長（竹内君）

広告の関係ですけれども先ほど一般質問の答弁にもありましたとおり、子供の施設というのは付いてこられる親御さんの口コミが大変大きな役割を果たしているということを認識してございます。旭川のカムイの杜につきましても特に宣伝が無いままあのようになくさんの方が利用されている状況でございます。来年度整備されます屋外遊戯施設がまだ工事が行われる期間でもありますし、取りあえずは当面の間、屋内施設については口コミで広がるような広告を打って、その後大きく宣伝していけるかどうかを検討しながら進めていきたいと考えてますのでご理解いただければと思います。

議 長（土井君）

他に質疑はございませんか。5番 寺迫君。

5 番（寺迫君）

11ページ、社会福祉総務費の20節、扶助費なんですが、新たに屋根の雪下ろしのかかった費用の2分の1、上限5,000円で年2回までというふうな説明があったんですが、これ使える人の範囲って言いますか年齢ですとか収入ですとか、あと対象の世帯数がどれ位見込んでいるのか、それと屋根の雪、下ろすということは市街地の場合歩道に落ちたりするとそれをダンブやショベルで運んだり、また裏に捨てたりするという手間もあるんですが、その辺はどういった所までの範囲で使って良いのかという所の説明をお願いいたします。

議 長（土井君）

住民課長。

住民課長（尾垣君）

高齢者世帯の屋根雪下ろしについてでございます。まず使える人の範囲ということなんですけれども、概ね65歳以上の高齢者世帯を対象としているところでございます。そして収入の案件についてですけれども、収入につきましては特に勘案をしてございません。民税非課税ですとかそういった事はなく65歳以上の方で屋根の雪下ろしの労力確保が困難な世帯、例えば親戚

ですとかお子さんですとかそういった方がやってもらえる方がいない方、そういった方を対象としている事業でございます。対象とする世帯数なんですけれども概ねなんですけど30世帯程度ということで見込んでございます。予算額が30万ですので1回5,000円で60件と、年2回対象ということで30件程度という見込みでございます。

更に雪下ろしをした後の雪の始末なんですけれども、本事業ではそちらの方は対象にしてございません。それも屋根の雪下ろし業者をお願いする時には、一緒にやっていただいて補助申請の関係につきましてはこのあくまでも屋根の雪下ろしにかかった費用、そちらの方で申請していただくと、そのような形で考えてございます。

以上です。

議 長（土井君）

5番 寺迫君。

5 番（寺迫君）

1回上限5,000円ということですが、ほとんど2分の1だから1万円で終わるような予定はないんですが、町としてはほとんど1回の5,000円ぐらいという予算という考えでよろしいですか。

議 長（土井君）

住民課長。

住民課長（尾垣君）

はい。実は町内の事業者の方に大体どれぐらいであるかということで聞き取りをいたしました。その話によりますと、勿論、屋根の形態ですとか広さによって差はあるんですけれども大体1万円ぐらいあれば、大体の屋根雪だけであれば下ろすことが出来るということでしたので、その2分の1で5,000円ということで設定させていただきました。

議 長（土井君）

5番 寺迫君。

5 番（寺迫君）

今までも違う制度の補助制度があるんですが、独居老人ですとか民生委員ですか、あと社協の方の関係のする世帯といいますか、ちょっと言い辛いんですけども、そういった所が全額補助で今までやっていた経緯があるんですが、そういった所はずっと補助制度はそのまま残るという理解でよろしいですかね。

議 長（土井君）

住民課長。

住民課長（尾垣君）

屋根の雪下ろしについてなんですけれども、それにつきましては今まで町の方で助成した経緯はございませんし、社会福祉協議会の方でも実施した経緯はございません。過去、大雪が非常に続いたこともあって屋根の雪下ろしを何とかしてほしいということで、町の方に相談があった際にはそういった屋根雪下ろしをしてくれる事業者ですとか、そういった方を紹介するようなことはしていましたが、屋根雪下ろしについてはしておりませんでした。

それで別個、福祉の方でやっている事業といたしましては、社会福祉協議会の方に委託をいたしまして、玄関の門口までの除雪を町民税非課税の方を対象にやってございます。そちらの方につきましては概ね3割の負担をいただく中で毎年事業を実施しているところでございます。

以上です。

5 番（寺迫君）

はい。

議 長（土井君）

他に質疑はございませんか。ないようですのでこれで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第60号は原案どおり決定することにご異議あり

ませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第13 議案第61号「平成28年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」)

議 長 (土井君)

日程第13、議案第61号「平成28年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (尾垣君)

別紙議案により説明

議 長 (土井君)

これより議案第61号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第61号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第14 意見案第5号「国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書」)

議 長 (土井君)

日程第14、意見案第5号「国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書」を議題といたします。

本案件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので、朗読を省略いたします。

このことについて、提出者の畑田君、何か補足することはございませんか。

4 番 (畑田君)

ございません。

議 長（土井君）

ないようですので、本案件についてのご意見を伺います。（なしの声）ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第5号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、意見案第5号は原案どおり可決いたしました。

（日程第15 意見案第6号「国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書」）

議 長（土井君）

日程第15、意見案第6号「国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書」を議題といたします。

本案件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので、朗読を省略いたします。

このことについて、提出者の畑田君、何か補足することはございませんか。

4 番（畑田君）

ございません。

議 長（土井君）

ないようですので、本案件についてご意見を伺います。（なしの声）ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第6号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、意見案第6号は原案どおり可決いたしました。

（日程第16 意見案第7号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書」）

議 長（土井君）

日程第16、意見案第7号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見

直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書」を議題といたします。

本案件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので、朗読を省略いたします。

このことについて、提出者の畑田君、何か補足することはございませんか。

4 番（畑田君）

ございません。

議 長（土井君）

ないようですので、本案件についてのご意見をお伺いします。（なしの声）ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第7号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、意見案第7号は原案どおり可決いたしました。

（日程第17 意見案第8号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書）

議 長（土井君）

日程第17、意見案第8号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書」を議題といたします。

本案件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので、朗読を省略いたします。

このことについて、提出者の寺迫君、何か補足することはございませんか。

5 番（寺迫君）

ございません。

議 長（土井君）

ないようですので、本案件についてのご意見を伺います。（なしの声）ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第8号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は原案どおり可決いたしました。

(日程第18 意見案第9号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」)

議 長（土井君）

日程第18、意見案第9号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を議題といたします。

本案件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので、朗読を省略いたします。

このことについて、提出者の寺迫君、何か補足することはございませんか。

5 番（寺迫君）

ございません。

議 長（土井君）

ないようですので、本案件についてのご意見を伺います。（なしの声）ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第9号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、意見案第9号は原案どおり可決いたしました。

(日程第19 意見案第10号「大雨災害に関する意見書」)

議 長（土井君）

日程第19、意見案第10号「大雨災害に関する意見書」を議題といたします。

本案件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので、朗読を省略いたします。

このことについて、提出者の本村君、何か補足することはございませんか。

8 番（本村君）

ございません。

議 長（土井君）

ないようですので、本案件につきましてご意見を伺います。（なしの声）ご

意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第10号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、意見案第10号は原案どおり可決いたしました。

(日程第20 意見案第11号「JR北海道の鉄道事業の維持存続に向けた意見書」)

議 長 (土井君)

日程第20、意見案第11号「JR北海道の鉄道事業の維持存続に向けた意見書」を議題といたします。

本案件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので、朗読を省略いたします。

このことについて、提出者の本村君、何か補足することはございませんか。

8 番 (本村君)

ございません。

議 長 (土井君)

ないようですので、本案件についてのご意見を伺います。(なしの声) ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第11号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、意見案第11号は原案どおり可決いたしました。

(日程第21 意見案第12号「JR北海道の鉄道事業の維持存続に向けた意見書」)

議 長 (土井君)

日程第21、意見案第12号「JR北海道の鉄道事業の維持存続に向けた意見書」を議題といたします。

本案件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので、朗読を省略いたします。

このことについて、提出者の本村君、何か補足することはございませんか。

8 番 (本村君)

ございません。

議 長（土井君）

ないようですので、本案件についてのご意見を伺います。（なしの声）ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第12号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。よって、意見案第12号は原案どおり可決いたしました。

（日程第22 所管事務調査の申し出について）

議 長（土井君）

日程第22、所管事務調査の申し出についてを議題といたします。
事務局長に朗読させます。

事務局長（白木君）

別紙により朗読

議 長（土井君）

委員会の所管事務調査の申し出について、ご意見はございませんか。ご意見がないようですのでお諮りいたします。所管事務調査は申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査は申し出のとおり決定いたしました。

（閉会宣言）

議 長（土井君）

お諮りいたします。今期、定例会に付議されました事件の審議は全て終了をいたしました。よって、これをもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は以上で閉会することに決定いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成28年第4回秩父別町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉 会 午後12時19分

平成 28 年 12 月 13 日

秩父別町議会議長 土 井 享 様

総務経済常任委員長 寺 迫 公 裕

委員会調査報告書

平成 28 年第 3 回定例会において本委員会に付託された閉会中の調査事件について、会議規則第 76 条の規定により次のとおり調査結果を報告します。

記

1 調査事項

- (1) 財政・税務事務及び町有財産の状況について
- (2) 平成 28 年度建設・土木工事の執行状況について
- (3) 社会教育・体育施設の状況について

2 調査の経過

本委員会は、11 月 14 日に開催し、各担当者から提出された資料に基づき説明を受け、質疑応答により調査を実施した。

3 調査の結果及び意見

(1) 財政及び税務事務の状況について

本町の財政状況は、自主財源に乏しく地方交付税に依存する現状に変わりはなく、厳しい財政運営を余儀なくされているところである。

本町の一般会計の起債残高は、平成 18 年度以降減少し平成 27 年度末では 40 億円となっている。

これに対して、一般会計の各種基金に備荒資金を加えた基金等の総額は、平成 27 年度末で 25 億 8 千万円である。

財政状況を客観的に表す、健全化判断比率の指標である実質公債費比率は、早期健全化基準 25% に対し 7.5% と前年度より 1.4% 減少した。さらに将来負担比率も無く全道・空知の平均値と比較しても健全な財政運営を維持しており、町理事者の努力に対して深く敬意を表するものである。

今後とも健全財政の堅持を願うとともに、限られた予算を有効に活用し住民の福祉向上と町の活性化に向けた施策に期待を寄せるものである。

町税などについては、27年度町税と国民健康保険料の現年度分徴収率は依然と高く、全道でも常に上位に位置しており、担当職員の努力に対して敬意を表するものであるが、相互扶助、税の公平性の観点からも28年度においてもなお一層の収納率向上に努力を願うところである。

また、ふるさと納税については、一度納税して頂いた方がリピーターとなるよう創意工夫するなどし、昨年度の寄付額を維持できるよう願うところである。

(2) 平成28年度建設・土木工事の執行状況について

平成28年度本町の建設・土木工事は、11月7日現在で前年より7億6千万円増の工事が発注されている。

内訳は、土木工事13件4399万円、建築工事18件10億6096万円、水道工事4件1369万円、下水道工事4件1976万円である。

発注総額で前年を大きく超えているが、屋内遊戯施設の新築工事、米穀乾燥調整貯蔵施設機械設備整備工事の発注が大きな要因である。

また、除雪ステーションに車庫を増設したところであるが、北国で最も厄介な雪の処理に除雪機械の効率的な作業により、近郊の町村よりゆきとどいた除雪を維持できるよう願うところである。

今後においても、健全な財政運営を堅持しつつ、町民が真に必要とする事業の執行についての配慮をお願いする。

なお、公共施設の地震に対する整備は、生涯学習センターを残すだけとなっているが、近年は、各地で自然災害が発生しているが、住民の生命財産を守るための施設が整備され、心強いかぎりであり、こらからも早期に整備されることを望むものである。

(3) 社会教育関係について

社会教育・社会体育事業では、幼児から青少年、成人、高齢者まで各年代に応じた事業が数多く開催されている。中でも今年初めて実施した「まるごと元気運動教室」は、住民課介護予防と連携し高齢化社会を迎える中、

有意義な事業と認められる。高齢化社会においてお年寄りが元気で健康に
いられるために、教育委員会が担う役割を今後とも期待したい。

施設の利用状況では、パークゴルフ場の利用者減少がみられるが、日頃
から芝をはじめ施設管理、運営に対する努力があると思うが利用者増とな
るよう、今後とも適切な維持管理を願うところである。

その他郷土館においては、温泉利用者の入場などにより入館者増となっ
ているが、展示の創意工夫などによりさらなる利用者増に向けた検討が必
要と思われる。

教育委員会では、町民の多様なニーズに応えるとともに、施設の適切な
管理運営を行っており、担当者の努力に対して敬意を表すとともに、今後
も、引き続き町民誰もが自発的かつ継続的に学習活動を行うことができる
機会を設けるとともに、情報の提供に努めるよう願うところである。